帯広ジャンクションから池田インターチェンジまで	666.667	714.286	809.524	1,047.620	1,619.048
帯広ジャンクションから本別インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
帯広ジャンクションから足寄インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
音更帯広インターチェンジから池田インターチェンジまで	428.572	476.191	571.429	761.905	1,238.096
音更帯広インターチェンジから本別インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
音更帯広インターチェンジから足寄インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
池田インターチェンジから本別インターチェンジまで	428.572	571.429	761.905	1,095.239	1,714.286
池田インターチェンジから足寄インターチェンジまで	428.572	571.429	761.905	1,095.239	1,714.286

C　山形自動車道及び日本海東北自動車道の料金の額の特例

(A)　笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ）からニ）の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまで	145.632	194.175	194.175	291.263	533.981

(B)　湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ）からニ）の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから庄内あさひインターチェンジまで	190.477	190.477	285.715	333.334	523.810
庄内あさひインターチェンジから鶴岡インターチェンジまで	285.715	333.334	380.953	523.810	809.524
庄内あさひインターチェンジから庄内空港インターチェンジまで	476.191	571.429	666.667	904.762	1,428.572
鶴岡インターチェンジから庄内空港インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048
鶴岡ジャンクションから庄内空港インターチェンジまで	190.477	190.477	238.096	333.334	523.810
庄内空港インターチェンジから酒田インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	238.096	428.572
庄内空港インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまで	333.334	428.572	476.191	619.048	1,047.620
酒田インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048

D　常磐自動車道の料金の額の特例

南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ）からニ）の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまで	380.953	428.572	476.191	619.048	952.381

なお、浪江インターチェンジから南相馬インターチェンジまでの区間又は相馬インターチェンジから新地インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までとする。

ロ　均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

道路名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
道央自動車道	札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	922.331
札樽自動車道	札幌西インターチェンジから札幌ジャンクションまで					
東京外環自動車道	大泉インターチェンジから三郷南インターチェンジまで	388.350	485.437	582.525	825.243	1,213.593

②　(1)の項中20から40までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ　横浜新道における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料　金	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981	48.544

(注)　上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別表１―２の自動車の車種区分をいう。